

坂戸市発注工事成績上位工事の公表に関する取扱基準

令和元年5月28日決裁

（目的）

第1 この基準は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の工事成績評定（以下「評定」という。）の成績が上位の工事等の公表について必要な事項を定めることにより、受注者の施工意欲及び技術力の向上を図り、もって工事の品質確保の向上に資することを目的とする。

（公表の基準等）

第2 公表する工事は、次に掲げる要件を満たす工事とする。

- (1) 公表の日の属する年度（以下「公表年度」という。）の前年度内に完成した工事
- (2) 坂戸市工事成績評定要領（平成21年3月26日市長決裁）に基づき行った評定の評定点が80点以上である工事

2 前項の規定にかかわらず、受注者が、公表年度の前年度の初日から公表の日までに坂戸市の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成8年坂戸市告示第27号）に基づく指名停止を受けたときは、公表しないことができるものとする。

（公表方法等）

第3 公表の方法は、次に掲げる事項について、市のホームページへの掲載によるものとする。

- (1) 工事名
- (2) 受注者名
- (3) 評定点
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 公表の期間は、公表の日から公表年度の翌々年度の公表の日までとする。

（公表の時期）

第4 公表は、毎年7月末日までを目途に行うものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。